

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

利用者： _____ 様

訪問看護ステーションパーソナルライフ兵庫

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

様（以下、利用者と言います）又は利用者の家族が利用しようとする訪問看護・介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあればご遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年12月21日尼崎市条例第52号）により、指定訪問看護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

- 1、訪問介護・介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について
- 事業者名

株式会社パーソナルライフ

代表者名

代表取締役 中村 泰延

所在地

大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号
大阪国際ビルディング8階

電話番号

06-6755-8953

法人設立年月日

2019年10月10日
- 2、訪問看護・介護予防訪問看護のサービス提供を実施する事業所について
- 1) 事業所の所在地等

事業所名

訪問看護ステーションパーソナルライフ兵庫

所在地

兵庫県尼崎市瓦宮2丁目13-26
アムールたかはし107号室

電話番号

06-6480-8272

FAX番号

06-6480-8273

相談担当者

久保田仁美

通常事業実施地域

尼崎市

介護保険指定事業者番号

2863091613

介護保険指定年月日

2026年5月1日

2) 事業の目的・運営方針

事業の目的

要支援状態・要介護状態になられた利用者やご家族に対し、その居宅において訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供し、その心身の機能の維持、回復を図ることを目指します。

運営方針

居宅において要支援状態・要介護状態になられた利用者に対して「居宅介護サービス計画」に沿って、主治医の指示に基づき「訪問看護計画」を作成し、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるように療養上の支援を行います。

3) 営業日および営業時間

[営業日]

平日（月～金） 9：00～18：00
休日：土日・祝祭日
お盆（8月13日～8月16日）
年末年始（12月28日～1月4日）

[サービス提供時間]

平日（月～金）及び、土日・祝祭日（年末年始含む）
24時間対応

4) 事業所の職員体制

事業所の管理者

： 久保田仁美

職種	業務内容	人員数
管理者	職員の管理・監督 利用者の苦情・要請の処理	1名（常勤）
訪問看護師	訪問看護計画に基づき居宅における診療の 補助と療養上の世話	2.5名以上（常勤換算）
理学療法士	リハビリテーション	実情に応じた適当数

3、 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	内容
日常生活援助	清潔に関する援助（清拭・洗髪等） 食事、排泄等の日常生活の世話 環境整備 安楽に関する援助 リハビリテーション
治療に関する援助	病状・障害の観察 人工呼吸器の管理 在宅酸素療法の管理 経管栄養の管理 膀胱カテーテルの管理 浣腸・摘便 褥瘡（床ずれ）の管理 人工肛門の管理 医療的処置、服薬管理 点滴
その他	認知症利用者の看護 療養生活の指導 家族の介護指導 精神的支援 その他

(2) 提供するサービスの料金と利用料

[介護保険]

項目	提供時間	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
看護師	20分未満	314	336 円	672 円	1,008 円
	30分未満	471	504 円	1,008 円	1,512 円
	30分～60分未満	823	881 円	1,761 円	2,642 円
	60分～90分未満	1,128	1,207 円	2,414 円	3,621 円
理学療法士等	20分	294	315 円	629 円	944 円
	40分	588	629 円	1,258 円	1,887 円
	60分	795	851 円	1,701 円	2,552 円
保険対象外（自費）	日中及び4時間未満	6,000円/時間			
	夜間及び4時間未満	3,500円/時間			

※1単位あたり地域単価 10.70円 で計算しています。

※利用料金計算における端数処理については、法令等に基づき処理します。

※保険対象サービスについて、早朝（6～8時）・夜間（18～22時）は25%、深夜（22～6時）は50%増し

[加算料金]

項目		単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
特別管理加算	(Ⅰ)	500	535 円	1,070 円	1,605 円
	(Ⅱ)	250	268 円	535 円	803 円
退院時共同指導加算		600	642 円	1,284 円	1,926 円
初回加算	(Ⅰ) 退院日当日	350	375 円	749 円	1,124 円
	(Ⅱ) 上記以外	300	321 円	642 円	963 円
複数名訪問看護加算	(Ⅰ) 30分未満	254	272 円	544 円	815 円
	(Ⅱ) 30分以上	402	430 円	860 円	1,290 円
長時間訪問看護加算		300	321 円	642 円	963 円
口腔連携強化加算		50	54 円	107 円	161 円
ターミナルケア加算		2,500	2,675 円	5,350 円	8,025 円
緊急時訪問看護加算	(Ⅰ)	600	642 円	1,284 円	1,926 円
	(Ⅱ)	574	614 円	1,228 円	1,843 円
看護体制強化加算	(Ⅰ)	550	589 円	1,177 円	1,766 円
	(Ⅱ)	200	214 円	428 円	642 円
サービス提供体制強化加算		所定単位数に応じた額			
介護職員等処遇改善加算		所定単位数に介護職員等処遇改善加算率（1.8%）を乗じた額。			
同一建物減算		同一建物居住者等への訪問の場合、所定単位数の90/100で算定します。			

※1単位あたり地域単価 10.70円 で計算しています。

※各種加算は、法令に定める算定要件を満たした場合に算定します。

※算定する加算内容等については、利用者またはご家族へ説明を行い、同意を得たうえで算定します。

※上記以外にも、法令改正その他により、新たな加算等を算定する場合があります。

- (3) サービス内容の見積もり
※別紙1参照

[医療保険]

基本利用料として健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律およびその他関係法令に基づき厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

また、各種加算、管理療養費については、法令に定める算定要件を満たした場合に算定します。

※制度改正その他により、新たな加算等を算定する場合があります。

- 4, その他の費用について
- (1) 交通費は、ご請求いたしません。
但し、通常事業実施地域以外のサービス提供における交通費はその実費をご請求します。（自動車を使用した場合は、通常事業実施地域を越えた地点から16円/1 kmとします。また、駐車料金が発生した場合は、その実費を申し受けます。）
- (2) キャンセル料は、ご請求いたしません。
- (3) サービス提供にあたり必要となる居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者のご負担となります。
- 5, 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について
- (1) 利用料その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。
- (2) 請求書は利用明細を添えて利用月の翌月15日以降に利用者宛にお届けします。
- (3) サービスの利用票と照合のうえ、請求月の27日にご指定の口座より引落しいたします。また、口座引落し開始までは下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア、事業者指定口座への振り込み

振込先口座	りそな銀行 東大阪支店
口座番号	0308070
口座名義	株式会社パーソナルライフ

イ、現金支払い

- (4) お支払いを確認しましたら領収書をお渡ししますので必ず保管をお願いします。
※利用料その他の費用の支払いについて、支払期日から2カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には契約を解除したうえで未払い分をお支払いいただくことになります。
- 6, 担当看護師等の変更を希望される場合の相談窓口について
利用者のご事情により担当看護師等の変更を希望される場合は相談担当者に相談してください。
※担当看護師の変更につきましては、ご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などによりご希望に添えない場合もありますので予めご了承ください。
- 7, 虐待の防止について
事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。（担当者：久保田仁美）
- (5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 8, 秘密の保持と個人情報の保護について
- (1) 利用者及びその家族・親戚等に関する秘密の保持について
サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族・親戚等に関する情報を正当な理由なく第3者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について
事業者は利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族・親戚等の個人情報についてもあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で個人情報を用いませぬ。事業者は利用者及びその家族・親戚等に関する個人情報及び映像が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第3者への漏洩を防止するものとします。

9, 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

(1)	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
	保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	保障の概要	管理下財物賠償補償 業務遂行上の賠償補償 他

(2)	保険会社名	全国訪問看護事業協会
	保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
	保障の概要	身体障害（医療事故等）、財物損壊 、治療費 他

10, 緊急時の対応

事業者は現に訪問看護の提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡を取り、救急処置あるいは救急入院等の必要な措置を講じます。

<緊急時連絡先>

	氏名	住所・連絡先
利用者の主治医	医師	〒 電話 FAX
緊急連絡先		〒 連絡先 携帯電話

11, 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12, 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を年1回以上実施します。

13, ハラスメント対策について

- (1) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメント（セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントをいう。）を防止するために必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、職員が利用者又はその家族等からハラスメントを受けることを防止するため、相談体制の整備その他必要な措置を講じます。
- (3) 職員がハラスメントを受けたと感じた場合は、速やかに事業所内の相談窓口へ報告・相談する体制を整備します。

- 14, サービス提供に関する相談・苦情について
 苦情が発生した場合は、ただちに担当者が状況の把握を行うとともに居宅介護支援事業所と連絡を取りサービス内容の変更その他具体的な対応が必要と判断された場合には管理者と相談のうえ必要な措置を講じます。
- (1) 苦情処理の体制及び手順
- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
 (下表に記す【事業者窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・ 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
 - ・ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応を決定します。
 - ・ 対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

< 苦情相談窓口 >

事業所窓口	訪問看護ステーションパーソナルライフ兵庫	住所 兵庫県尼崎市瓦宮2丁目13-26 アムールたかはし107号室 (担当: 久保田仁美) 電話 06-6480-8272 FAX 06-6480-8273 月～金曜日 9:00～18:00 受付時間 (祝日及び12/28～1/4を除く)
市町村窓口	尼崎市福祉局 法人指導課	住所 兵庫県尼崎市東七松町1-23-1 電話 06-6489-6143 月～金曜日 9:00～17:00 受付時間 (祝日及び12/29～1/3を除く)
公的団体窓口	兵庫県国民健康保険 団体連合会	住所 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話 078-332-5617 月～金曜日 8:45～17:15 受付時間 (祝日及び12/29～1/3を除く)

15, 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和
-----------------	----

上記内容について、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年12月21日尼崎市条例第52号）に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング8階
	法人名	株式会社パーソナルライフ
	代表者名	代表取締役 中村 泰延 印
	事業所名	訪問看護ステーションパーソナルライフ兵庫
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住所	〒
	氏名	印

代理人	住所	〒
	氏名	印
	続柄	